

北上市告示乙第82号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定により、同法に基づく形質変更時要届出区域の指定告示（令和6年北上市告示乙第13号）で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除した。

令和7年6月26日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 指定を解除する区域の所在地
北上市相去町前塘17番5の一部（別紙図面のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準（土壤溶出量基準）に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、シアン化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
汚染土壌の掘削除去及び原位置浄化